

防府市家庭教育支援チーム設置要綱

平成31年4月1日制定

(目的)

第1条 子育て経験者や専門家等で構成する家庭教育支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、学習機会の提供、親子参加型行事の開催、子育てに関する情報提供及び相談対応を実施する家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を充実させていくことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、防府市教育委員会とする。

(活動内容)

第3条 支援チームは、目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保護者の不安や悩み等の解決を図るための就学時健診時「子育て学習会」の開催
- (2) 孤立しがちな保護者を支援するための保護者同士の交流の場「子育てひろば」の開催
- (3) その他家庭教育の推進に関する支援

(構成)

第4条 支援チームは、別表に掲げる者及びボランティアスタッフをもって構成し、代表者を1人置く。

(関係機関との連携)

第5条 学校及び関係機関に対して連絡を密にし、家庭教育支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(会議)

第6条 支援チームの会議は、必要に応じて随時開催する。

(守秘義務)

第7条 支援チーム構成員は、正当な理由なく、活動中に知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その活動から退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 支援チームの庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

| |
|------------------|
| 家庭教育支援員 |
| 地域連携教育アドバイザー |
| 防府市教育委員会教育部生涯学習課 |